## 第65回 岡山市第二農業委員会総会議事録

1 招集の日時 平成28年10月18日(火) 午前10時00分

2 開会の日時 平成28年10月18日(火) 午前10時00分

3 閉会の日時 平成28年10月18日(火) 午前10時30分

4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 防災研修室

5 委員の番号及び氏名並びに出席,欠席の別

定数26名 出席20名 欠席6名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
会長 (23)	上岡耕一	出	1 3	錆川吉正	出
職務代理者(7)	浮田孝允	出	1 4	水内清郎	欠
1	岸 本 博	出	1 5	岡本五樹	出
2	近藤浩夫	出	1 6	難波勝利	出
3	岩居晴男	出	1 7	赤井史人	欠
4	今 東 徳 雄	出	1 8	長田孝之	欠
5	塩 飽 幹 廣	出	1 9	田淵勉	欠
6	石 田 始	出	2 0	藤田眞樹	出
_	_	_	2 1	延澤強哉	欠
8	岡﨑章二	出	2 2	花口弘行	出
9	岡﨑利祐	出	_	_	_
1 0	岡﨑浜雄	出	2 6	藤 原   忍	出
1 1	川間昌徳	欠	2 7	磯 谷 和 行	出
1 2	岸本行雄	出	2 8	森山幸治	出

# 6 農業委員以外の出席者

 事務局
 担当局長
 山神
 一正
 参事
 箕浦 勝宏

 次長
 真田
 明彦
 農地担当課長
 万代 幸男

 担当課長補佐
 佐藤
 孝司
 担当係長
 入江 貢

 副主査
 大橋 和之
 副主査
 柴田 美佳

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地関係申請等について

申請等(1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

- (2) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
- (3) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)
- (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定及び転貸)
- (5) 岡山市農用地利用配分計画(案)に対する意見について
- (6) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

追加議題 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の転貸・期間借地)

- 報告(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について(事務局長専決)
  - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について(事務局長専決)
  - (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
  - (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
  - (4) 農地改良届について

### 第2号議案 農政関係等について

- (1) 平成28年度事業について
- (2) その他
- 9 議事録署名委員の氏名

12番:岸本行雄 20番:藤田眞樹

### 10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。それでは、ただいまから第65回 岡山市第二農業委員会総 会を開会します。本日の欠席は6名です。

本日の議事録署名委員を指名します。12番、岸本行雄委員、

20番,藤 田 眞 樹 委員にお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等はありますか。

大橋副主査 議案の訂正等ですが、別紙追加議題岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の転貸・期間借地)についてがあります。通常議案とは別に後日送付いたしまた別紙議案と併せて送付しております。ご確認ください。

なお、9月20日の総会で議決され、9月28日の岡山県農業会議に諮問した中区 江崎の特定流通業務施設、東区中川町の特別養護老人ホーム、東区西大寺北の介護老 人保健施設の転用許可申請につきましては、10月7日の現地調査後、許可適当との 答申がありましたので報告します。 以上です。

議 長 それでは、第1号議案に入ります。申請等(1)の農地法第3条の規定に基づく許可申 請について、中区協議会の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査

1ページ1番,増反による所有権移転です。受人は現在,約4.6ヘクタール 耕作しており,非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること, 機械,労働力,技術,地域との関係などをみても問題がないこと,農業委員会が 定める下限面積30アールを超えていることから,許可要件をすべて満たしてい ると考えます。

2番、増反による所有権移転です。受人は現在、約46アール耕作しており、 非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、 技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積 30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.3~クタール耕作して おり、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労 働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下 限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考え ます。

以上です。

議 長 中区協議会の協議の模様をお願いします。

塩飽委員

1番から3番の3件について審議した結果,事務局の説明のとおり,許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 以上の報告について何かご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に東区協議会の説明を、事務局からお願いします。

大橋副主査

1ページ4番,増反による所有権移転です。受人は現在,約1.5ヘクタール 農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること,機械,労働力,技術,地域との関係などをみても問題がないこと,下限面積 50アールを超えていることから,許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番,増反による所有権移転です。受人は現在,約1.8~クタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること,機械,労働力,技術,地域との関係などをみても問題がないこと,下限面積50アール

を超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます

6番、増反による所有権の移転です。受人は現在、約6.2~クタール農地を 耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機 械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定 める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしている と考えます。

7番,増反による所有権の移転です。受人は現在,約83アール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること,機械,労働力,技術,地域との関係などをみても問題がないこと,農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから,許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番,増反による所有権の移転です。受人は現在,約67アール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること,機械,労働力,技術,地域との関係などをみても問題がないこと,下限面積50アールを超えていることから,許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、増反による所有権の移転です。受人は現在、約1.1~クタール農地を 耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機 械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定 める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしている と考えます。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の模様をお願いします。

花口委員 4番から9番までの6件について審議した結果,事務局の説明のとおり,許可意見と しています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 以上の報告について何かご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議 長 それでは申請等(1)について、1番から9番までの9件を許可と決定してよろしい か。

全 員 よろしい。

議 長 それでは、申請等(1)について、全件を許可と決定します。

次に申請等(2)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。 事務局から中区協議会の説明をお願いします。

柴田副主査 3ページ1番、申請地は農用地区域内の農用地であり、転用目的は露天資材置

場で賃借権を設定します。平成31年10月15日までの一時転用です。受人は現在、中区平井三丁目で鉄鋼製品製造加工業を営んでおりますが、来年より大口工事を受注し、資材置場が不足するため、中区桑野の工場に近い申請地を借り受けて、露天資材置場に転用しようとするものです。農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障がないと考えられ、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等の一般基準上も、問題ないと考えます。

2番,平成27年11月2日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の 広がりが10~クタール未満の2種農地と判断され,転用目的は自己住宅で使用 貸借権を設定します。受人は現在,中区国府市場の実家に家族6人で居住してい ますが,手狭なため,実家や小学校に近い父所有の申請地を借り受けて,自己住 宅を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転 用面積・被害防除計画等,一般基準上も問題ないと考えます。

3番、申請地は農地の広がりが10~クタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天資材置場・露天駐車場で所有権を移転します。受人は現在、中区倉田で解体業を営んでおりますが、現在使用している北区福谷の資材置場が満杯状態になっています。また、本社の社員駐車場も不足しているため、本社駐車場に隣接し、バイパス2号線に近く県南部の需要に応えることができる申請地を借り受けて露天資材置場・露天駐車場に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長 中区協議会の協議の模様をお願いします。

塩飽委員 1番から3番の3件について審議した結果,事務局の説明のとおり,許可意見として います。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 以上の報告について何かご意見,ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に東区協議会の説明を事務局からお願いします。

大橋副主査 3ページ4番,平成28年2月締め農振除外申出があり,除外相当で協議済の 案件です。申請地は農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され, 転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。受人は申請地南隣接地で診療所を 営んでおりますが,現行敷地では駐車場が不足しており土地所有者と調整の付い た診療所隣接地を露天駐車場に転用しようとするものです。農地区分と転用目的 は問題ないと思われます。転用面積,被害防除計画等,その他の一般基準上も問 題ないと思われます。

5番,平成28年2月締め農振除外申出があり、除外相当で協議済みの案件です。申請地は農地の広がりが10~クタール未満の2種農地と判断され、転用目的は店舗(調剤薬局)で所有権を移転します。受人は一般医薬品、医療用品の販売及び調剤薬局として事業を営んでおりますが、申請地周辺には薬局が少なく地域住民からも薬局設置の要望があり、また診療所に隣接した申請地に店舗を建築することで調剤薬局としても地域住民にサービスを提供できると見込めるため、店舗(調剤薬局)に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われます。転用面積、被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと思われます。

6番、申請地は農地の広がりが10~クタール未満の2種農地と判断され転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。受人は現在中区の借家で妻と2人で居住しておりますが、長年の生活で家財道具が増え手狭となっておりまた来春に家族が増えることもあり、実家に近い申請地を譲り受けて自己専用住宅に転用するものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われます。

7番,平成28年5月11日農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がりが10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在玉野市の社宅に家族4人で居住しておりますが、子供の成長に伴い家財道具が増え手狭となったため、実家に近い父所有の申請地を分家住宅に転用しようとするものです。1種農地ですが「集落に接続した住宅」に該当し、父の土地であり他に代替地もなく例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われます。

8番から17番の10件は元が同一農地であるため同時に説明します。農地の 広がりが10ヘクタール未満の2種農地で転用目的はすべて自己専用住宅で所有 権を移転します。

8番,受人は現在津山市の借家に妻,子供2人の計4人で居住しておりますが子供の成長に伴い家財道具が増え手狭となったため,実家に近く協力して生活できる申請地を譲り受けて自己専用住宅に転用するものです。

9番,受人は現在東区の借家に妻,子供2人の計4人で居住しておりますが子供の成長に伴い家財道具が増え手狭となったため,妻の実家に近く協力して生活できる申請地を譲り受けて自己専用住宅に転用するものです。

10番,受人は現在東区の借家に妻と2人で居住しておりますが長年の生活の中家財道具が増え手狭となったため,勤務先までが今までとあまり変わらず生活圏を変えることのない申請地を譲り受けて自己専用住宅に転用するものです。

11番,受人は現在東区の借家に妻と子供2人の計4人で居住しておりますが子供の成長に伴い家財道具が増え手狭となったため,勤務先までが今までとあまり変わらず生活圏を変えることのない申請地を譲り受けて自己専用住宅に転用するものです。

12番,受人は現在東区の借家に妻と子供2人の計4人で居住しておりますが子供の成長に伴い家財道具が増え手狭となったため、妻の勤務先に近い申請地を譲り受けて自己専用住宅に転用するものです。

13番,受人は現在中区の借家に妻と子供2人の計4人で居住しておりますが 子供の成長に伴い家財道具が増え手狭となったため、実家に近く家族で協力して 生活できる申請地を譲り受けて自己専用住宅に転用するものです。

14番,受人は現在東区の借家に妻と子供2人の計4人で居住しておりますが子供の成長に伴い家財道具が増え手狭となったため,勤務先により近く便利な申請地を譲り受けて自己専用住宅に転用するものです。

15番,受人は現在東区の借家に妻と子供1人の計3人で居住しておりますが子供の成長に伴い家財道具が増え手狭となったため、妻の実家に近く今までどおり家族で協力して生活できる申請地を譲り受けて自己専用住宅に転用するものです。

16番,受人は現在東区の借家に妻と子供1人の計3人で居住しておりますが子供の成長に伴い家財道具が増え手狭となったため,勤務先に今までどおり近い申請地を譲り受けて自己専用住宅に転用するものです。

17番,受人は現在東区の借家に妻と子供2人の計4人で居住しておりますが子供の成長に伴い家財道具が増え手狭となったため、現在の生活環境をあまり変えることのない勤務先に近い申請地を譲り受けて自己専用住宅に転用するものです。

同一農地の10件の個別転用計画で農地法上問題ないと思われます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また転用面積,被害防除計画等,一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

#### 議 長 東区協議会の協議の模様をお願いします。

花口委員 4番から17番までの14件について審議した結果,事務局の説明のとおり,許可意 見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 ただいまの報告に対してご意見,ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(2)の17件について、許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 よろしい。

議長それでは、申請等(2)の17件については許可と決定します。次に別紙の申請等(3)

岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定),申請等(4)岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定及び転貸),追加議案岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の転貸・期間借地)について、申請等(5)岡山市農用地利用配分計画(案)に対する意見について、関連がありますので同時の審議に入ります。事務局から中区協議会の説明をお願いします。

柴田副主査

別紙をご覧ください。申請等 (3) 1ページ1番から3番の3件は相対で貸し借りする利用権設定、申請等 (4) 40ページ1番から42ページ10番は農協から転貸する利用権設定です。いずれも本年8月に受付したもので、問題がなければ11月に公告されます。詳細は、お手元にございます利用集積集計表をご参照ください。以上の計画内容は経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えられ、中区協議会ではいずれも承認意見となっています。

以上です。

議 長 ただいまの説明に対してご意見,ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に東区協議会の説明を、事務局からお願いします。

大橋副主査 別紙をご覧ください。申請等(3)は2ページ1番から32ページ257番ま

でと34ページ265番から39ページ317番までは、相対で貸し借りする利用権設定です。次に32ページ258番から33ページ264番までは、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う農地中間管理事業で中間管理権を設定するため、利用権を設定するものです。内訳等の詳細は手元にございます利用集積集計票をご参照ください。

次に別紙追加議題「利用権の転貸・期間借地について」は43ページ1番,こ ちらは麦作期間のみに利用権を設定するものです。

以上のいずれの場合も計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の 各要件を満たしていると考えられ、東区協議会ではいずれも承認意見となってい ます。なお問題がなければ相対の利用権は11月,中間管理権は今月岡山市長より公告されます。

次に別紙申請等(5)の農用地利用配分計画(案)をご覧ください。申請等(3)の内,中間管理機構が中間管理権を設定する農地を利用者に配分する計画(案)に対する意見を岡山市より求められているものです。詳細はお手元の利用配分計画書(案)の2ページ集計表と各筆明細をご覧ください。第二農業委員会分は,東区で42筆60,065.96㎡となっており,計画内容は,農地台帳への登録状況,受人の経営面積,人・農地プランへの適合性等から農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えられ,東区協議会では「原案は適当である」との意見となっています。

なお、総会後に岡山市東区農林水産振興課へ意見を返した後については、この農用地利用配分計画(案)は、農地中間管理機構の担い手財団に提出され、その後、財団が岡山県に認可申請を行い、県知事が認可、公告を行います。予定では、貸借が平成28年12月1日になっています。

以上です。

議長以上の説明について、何かご意見ご質問がありませんか。

全 員 ありません。

議 長 それでは、申請等(3)岡山市農用地集積計画の決定について(利用権の設定)、申請等(4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定及び転貸)、追加議題岡山市農 用地利用集積計画の決定について(利用権の転貸・期間借地)については、原案のとおり 決定とします。

また申請等(5)岡山市農用地利用配分計画(案)に対する意見については、原案は適当であるとの意見とします。

次に申請等(6)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届け出について、事務局から説明をお願いします。

柴田副主査 5ページ1番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、 自作地は届出人で管理し、貸付地は引き続き貸付します。

2番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、貸付地は引き続き貸付します。

3番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で耕作します。

4番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人

で耕作します。

以上です

議 長 以上の説明について何かご意見,ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、申請等(6)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、 4件を受理と決定します。

次に報告について, 事務局から説明をお願いします。

大橋副主査 報告(1)4条届については、7ページ1番の1件です。転用目的は共同住宅で、専 決日は備考欄のとおりです。

報告(2) 5条届については、8ページ1番から7番の7件です。転用目的は集合住宅が1件、露天駐車場が3件、倉庫・駐車場が1件、分譲住宅地が1件、自己住宅が1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(3)18条第6項の規定による合意解約通知については、9ページ1番から10ページ7番の7件です。解約理由は、耕作目的が5件、転用目的が2件で、離作料は記載のとおりです。

報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、11ページ1番の 1件です。内容は農業用倉庫です。

報告(5) 農地改良届については、12ページ1番の1件です。内容は果樹園です。以上です。

議 長 これらの報告についてご意見ご質問はありませんか。

全 員 ありません

議 長 何もないようでしたら、以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。 続きまして、第2号議案、農政関係等について、事務局から説明をお願いします。 す。

万代課長 本日は2号議案の農政関係等の議題はありません。

浮田職務代理 それではなにか質問がありますか。なければこれで終わりたいと思います。

本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。これをもちまして閉会といたします。

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員